

平成 29 年 7 月

農 地 部 会 議 事 録

坂 出 市 農 業 委 員 会

会 議 名	29年7月 農地部会		
日 時	平成29年7月19日	場 所	合同庁舎 4階 大会議室

氏 名	出 欠	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠
会 長 18 平 田 正 幸	○	農地部会長 26 大 原 眞 路	○	事務局長 細 川 英 樹	○
会長職務代理 21 新 谷 豊 敏	○	農政部会長 6 松 下 良 夫	○	事務局長補佐 藤 井 良 清	○
会長職務代理 29 中 村 康 男	○	農地部会長職務代理 20 大 西 和 男	○	次長 岡 崎 伸 一 郎	○
		農政部会長職務代理 25 梶 野 方 伯		書記 坂 上 祐 美	○

農 地 部 会	
氏 名	出 欠
4 綾 野 英 晴	○
5 梶 野 和 幸	○
7 藤 井 正 和	○
8 吉 川 昭 男	○
9 大 久 保 久 雄	○
10 酒 本 修	○
12 町 川 博 俊	欠
15 河 崎 正 一	○
16 楠 井 常 夫	欠
24 猪 熊 重 敏	○
27 若 杉 輝 久	欠
31 小 原 邦 彦	欠

18名中 14 名出席

欠席届出 町 川 博 俊

若 杉 輝 久

議事日程

議案

第1号議案	農地法第3条許可申請	3 件	田 畑	1,195.00 m ² 195.00 m ²
第2号議案	合意解約	3 件	田 畑	2,478.00 m ² 1,318.00 m ²
第3号議案	農地法第4条許可申請	1 件	田 畑	433.13 m ² 0.00 m ²
第4号議案	農地法第5条許可申請	5 件	田 畑	5,290.00 m ² 0.00 m ²
第5号議案	非農地証明願	0 件	田 畑	0.00 m ² 0.00 m ²
第6号議案	農地改良に係る届出	1 件	田 畑	657.00 m ² 0.00 m ²
第7号議案	農用地利用集積計画書	23 件	田 畑	27,751.00 m ² 24,966.02 m ²
第8号議案	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更	4 件	田 畑	2,453.00 m ² 0.00 m ²
		合 計	40 件 田 畑	40,257.13 m ² 26,479.02 m ²

農 地 部 会 議 事 録

- 1 . 日 時 平成29年 7 月19日 (水) 午前 9時00分～
- 2 . 場 所 坂出合同庁舎 4階 大会議室
- 3 . 議 案 1) 農地法等許認可申請について
2) その他

細川事務局長 おはようございます。
定刻がまいりましたので、ただいまより7月の農地部会を開催いたします。
審議に入ります前に、報告が1件ございますので報告させていただきます。
7月1日付けの人事異動に伴いまして、田路主事がかいご課へ異動になりまして、市民課から坂上主事がまいりました。、どうぞよろしく
お願いいたします。

坂上主事・挨拶

細川事務局長 今後ともよろしくお願いいたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで
合計 40 件でございます。
よろしくご審議をお願いいたします。
なお、本日は、18名中 14 名の出席を頂いており、本部会が
成立していることをご報告いたします。
また、12番 町川 委員さん、27番 若杉 委員さん から
欠席の連絡をいただいております。

細川事務局長 また、恐れ入りますが、議案の訂正がございます。議案の 14ペー
ジをお開きください。第8号議案 農地法第5条の規定による許可
後の事業計画変更申請 3番と4番ですが、変更後の転用目的に
つきまして、展示用住宅を2階建と記載しておりますが、平屋建の誤
りでございます。2階建を平屋建に訂正をお願いいたします。

また、同じく3番、4番の変更後の転用目的で展示用住宅の面積を

細川事務局長 128.25㎡と記載しておりますが、129.50㎡が正しい面積でございます。
展示用住宅の面積を128.25㎡から129.50㎡に訂正をお願いいたします。

もう一度申し上げます。

議案14ページ 第8号議案 農地法第5条の規定による許可後の
事業計画変更申請 3番と4番の変更後の転用目的で展示用住宅
の2階建を平屋建に、同じく展示用住宅の面積を128.25㎡から
129.50㎡に訂正をお願いいたします。

それでは、坂出市農業委員会部会会議規定第7条の規定により
大原農地部会長に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。
よろしお願いいたします。

大原部会長 あらためて、おはようございます。

早朝よりご出席いただきまして、ありがとうございます。
今日で農地部会は最後となりましたが、平田会長はじめ役員の皆様、
各委員の皆様には多大なご協力とご助力をいただき職責が全うできま
したことを、誠にありがたく厚くお礼申し上げます。
3年間ご苦勞だったとは思いますが、坂出市農業委員会の発展のため
に今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

さっそくではございますが、議事に移りたいと思ひます。

大原部会長

本日の署名委員を
24番 猪熊 委員さんと
9番 大久保 委員さんの お二人にお願いいたします。
次に、今月の現地調査につきましては、
8番 吉川 委員さん
24番 猪熊 委員さん
31番 小原 委員さんと 私で、昨日の7月18日(火)に実施して
おりますので、のちほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。
それでは、ただいまより議事に移らせていただきます。

大原部会長

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」3件を
議題に供します。事務局の説明を求めます。

坂 上 書 記 それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」についてご説明いたします。

1番、…、面積 195㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が 経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2番、…、面積 538㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が 経営規模拡大により譲り受けるものであります。
譲り受けるものであります。

3番、…、面積 657㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が 経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件、3件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大 原 部 会 長 はい、ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大 原 部 会 長 特に異議がないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」3件につきましては、原案どおり承認とさせていただきます。

大 原 部 会 長 続きまして、第2号議案「農地法第18条 合意解約」3件を議題に
供します。事務局の説明をお願いします。

坂 上 書 記 それでは、第2号議案「農地法第18条 合意解約」について
ご説明いたします。

1番、…、面積 773㎡。【議案読み上げ】

2番、…、面積 1,318㎡。【議案読み上げ】

本件は第7号議案12番と関連しております。

坂 上 書 記 3番、・・・、面積 1,180㎡、合計 1,705㎡。【議案読み上げ】
本件は、第4号議案 1番と関連しております。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大 原 部 会 長 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第18条合意
解約」3件 を受理し、処理してまいります。

大 原 部 会 長 続きます、第3号議案「農地法第4条許可申請」1件を議題に
供します。

なお、第3号議案につきましては、現地調査を実施しております。
8番 吉川 委員 さんに 現地調査の報告をお願いいたします。

[現 調 委 員] <現地調査報告>

吉 川 委 員 それでは、説明いたします。

1番、・・・、面積 323㎡、合計 701.29㎡。【議案読み上げ】

転用目的は、農家住宅及び排水路用地です。

無断転用はありません。

場所は、川津町 字中原 瀬戸中央自動車道 坂出インターチェンジ
から東南へ約300m、国道438号線から西へ約100mに位置します。

申請理由は、本申請地は、昭和37年頃より自宅進入路および納屋
に、また昭和55年より自宅の別棟を建築するため造成工事を行い、
さらに時期は不明であるが排水路としても利用しているにもかかわらず、
農地法の許可を受けていなかったことが判明した。そのため無断
転用の解消するため申請を行ったものであります。

農地の区分は、都市計画により用途が第1種住居地域と定められて
いる第3種農地に該当します。

周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から
適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他として、無断転用についての始末書の提出があります。

吉川委員 以上です。

大原部長 はい、ありがとうございました。
ただいま吉川委員さんより現地調査の報告がありましたが、事務局の方で補足説明がありましたらお願いします。

岡崎次長 はい、第3号議案につきましては、先ほど吉川委員さんからの現地調査報告のとおりでございまして、特に補足はございません。

以上です。

大原部長 はい、ありがとうございました。
第3号議案につきまして、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部長 特にご異議がないようですので、第3号議案「農地法第4条許可申請」1件について、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することと致します。

大原部長 引き続きまして第4号議案「農地法第5条許可申請」7件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番につきましては現地調査を実施しております。

24番猪熊委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

[現調委員] <現地調査報告>

猪熊委員 それでは、昨日行いました第4号議案「農地法第5条許可申請」の現地調査報告をします。

1番、…、面積 1,180㎡、合計 1,705㎡。【議案読み上げ】
場所は、国道11号線と県道 林田府中線が合流する交差点から、国道11号線沿いに南西へ 約500m、綾川に架かる新綾川橋から国道11号線沿いに北東へ約 400m の位置になります。
無断転用はありません。
転用目的は、倉庫、資材置場、駐車場用地です。
申請理由は、譲受人は平成28年4月部会と6月部会で第5条許可申請と計画変更申請を提出し、同様に倉庫、資材置場、駐車場用地と

猪 熊 委 員 して許可を受け造成していたが、国道11号線を挟んだ向かい側の本申請地を譲ってもらえる事となったので、既に許可を受けている事務所に近い許可地については展示用住宅及び来客用駐車場等として利用したいという事で計画変更申請を行い、本申請地については新たに倉庫、資材置場、駐車場用地として農地転用をするため申請を行った案件です。申請地には、当初計画していたものよりも7割以上大きい倉庫を建て、社用車及び従業員用駐車場を設置、さらに会社所有の重機なども置く計画であり、前回許可を受けた転用面積よりも規模が大きくなっています。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、開発許可が必要であり、現在担当課と協議中です。

また、現在譲受人が同じ目的で許可を受けている土地については、第8号議案の3、4番で展示用住宅、お客様用駐車場、イベントスペースへの計画変更申請が同時に出されており、その変更について県の承認が必要になってきます。

第2号議案の3番とも関連しております。

以上です。

大 原 部 会 長 はい、ありがとうございました。

ただいま 猪熊委員 さんより 現地調査の報告がありました、他の案件と併せまして事務局の補足説明をお願いします。

藤井事務局長補佐 それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明をさせていただきます。

1番については、さきほど猪熊委員さんより現地調査報告をいただいたとおりでございます。

2番、・・・、面積 304㎡。【議案読み上げ】

転用目的は、倉庫、資材置場用地です。

申請地の場所は、市立川津小学校から 南へ 約750m 、城山川に架かる井手ノ上中橋から南へ 約80mに位置します。

無断転用はありません。

申請理由としまして、譲受人は丸亀市飯山町で塗装業を営んでいま

藤井事務局長補佐

すが、本社の敷地に事務所と資材置場を兼用で利用しているのが生じおり、倉庫、資材置場として利用できる用地を探していたところ、経営規模を縮小しようとしている譲渡人が、川津町で一部を農業用倉庫として利用していた申請地を譲ってもらえる事になったので所有権移転をして会社の倉庫、資材置場等として利用するため申請を行った案件です。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、申請地には既に農業用倉庫が建築されていますが、その敷地面積は200㎡未満と思われるので、無断転用には該当しないものと考えます。

3番、・・・、面積 163㎡、合計 262.54㎡。【議案読み上げ】

転用目的は、分家住宅 用地です。

申請地の場所は、西庄公民館から 東へ 約50m に位置しております。

無断転用はありません。

申請理由としまして、譲受人は当初祖母の農地と実家の敷地の一部を併せて自己住宅の建築をする計画で平成29年4月部会で申請し、5月に許可を受けていましたが、今回既に許可を受けた農地と新たに祖母から使用貸借権を設定する農地の転用の許可を受け、実家の敷地の利用面積を少なくして住宅を建築するため申請した案件です。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、第8号議案の2番と関連しております。

4番、・・・、面積 1,566㎡。【議案読み上げ】

転用目的は、太陽光発電設備用地です。

申請地の場所は、川津出張所から 南西へ 約350m 、大東川に架かる川津新橋から北西へ 約250m に位置します。

無断転用はありません。

申請理由としまして、譲受人は義父が高齢で耕作が困難となった農地に太陽光発電設備を設置し、売電することにより少しでも所得の安定を図るため、申請地に使用貸借権を設定して太陽光発電設備を

藤井事務局長補佐

設置するために申請を行った案件です。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

す。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、転用目的である太陽光発電設備用地の申請に必要な四国経済産業局の設備認定書類と四国電力との電力受給契約申込書(写)の提出があります。

5番、・・・、面積 1,285㎡、合計 1,552㎡。【議案読み上げ】

転用目的は、太陽光発電設備用地です。

申請地の場所は、市立府中幼稚園から北へ 約600m 、府中町弘法寺集会場から南東へ 約200m に位置します。

こちらの申請地についてですが、以前農地法第3条申請で所有権移転の許可を受けていたということですが、実際には契約の取り消しをされておりまして、所有権移転は行われていないという事です。本申請に先だち取り消しの申請をいただいて受理をしております。ですから、今現在は譲渡人が所有したままの状況となっております。無断転用はありません。

申請理由としまして、譲受人は事業として太陽光発電等による電力の小売り業を行っており、今回事業拡大を図るにあたり申請地を所有権移転し太陽光発電設備として農地転用するため申請を行った案件です。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

す。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、転用目的である太陽光発電設備用地の申請に必要な四国経済産業局の設備認定書類と四国電力との電力受給契約申込書(写)の提出があります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

大原部会長

はい、ありがとうございました。

事務局より説明がありましたが、第4号議案について、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」5件につきましては、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することと致します。

大原部会長 続きまして、第6号議案「農地改良に係る届出」1件を議題に供します。事務局に、第6号議案の説明を求めます。

藤井事務局長補佐 第6号議案「農地改良に係る届出」について、ご説明いたします。

1番、…、面積 657㎡。【議案読み上げ】

届出理由としまして、盛土を最小、最大で0.60m行い、みかんの栽培を行いたいという事です。

申請地は、林田町 総社神社から北西へ約300m に位置しており、届出の理由としては、長年放置して周囲に迷惑をかけていた農地の利活用を考え周囲を土留壁で囲い盛土をして、みかんの栽培をしようと思い農協に相談したところ、土地の準備が出来ていないのに苗が入荷してしまった。そこで、苗を仮植えし造成工事をしてからみかんの栽培を行ったが、農地の造成を行うには農業委員会に届出が必要であることを知り、届け出たものです。

周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から適切であり、隣接農地関係者から同意を得ており、特に問題はないと思われま。

また、土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他として、事前着工についての始末書の提出があります。

現地については、既に土留壁も設置され、みかんも栽培されていることから、実際にやる気があるようですので問題はないのではないかと思います。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

大原部会長 はい、ありがとうございます。

ただいま、事務局より説明がありましたが、第6号議案について、なにか ご意見 ・ ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】 の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第6号議案「農地改良に係る届出」1件について、原案通りこれを受理し、処理してまいります。

大原部会長 続きまして、第7号議案「農用地利用集積計画書」23件を議題に供します。事務局に、第7号議案の説明を求めます。

坂上書記 それでは第7号議案「農用地利用集積計画書」23件についてご説明します。
今月は新規に農地の貸借をする案件が4件、更新が3件、再設定が16件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が1件となっております。
以上、農用地利用集積計画書23件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大原部会長 はい、ありがとうございます。
事務局より、第7号議案の説明がありましたが、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 **【異議なし】**の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用集積計画書」23件につきまして、原案通りこれを受理し、処理してまいります。

大原部会長 続きまして、第8号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」4件を議題に供します。
事務局に、第8号議案の説明を求めます。

藤井事務局長補佐 それでは、第8号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 603㎡、合計 1,560㎡。**【議案読み上げ】**
当初の転用目的としまして、分譲住宅 6棟 2階建 432.00㎡で平成27年3月25日に農地転用の許可を受けておりましたものを、2棟分の区画を1棟分の区画として利用したいと平成29年1月の申請で部会に諮り、同年2月15日付けで分譲住宅 4棟 2階建 334.77㎡と分譲住宅 1棟 平屋建 93.00㎡で変更承認を受けていたものについて、さらに建物の面積を分譲住宅 4棟 2階建 391.66㎡、分譲住宅 1棟 平屋建 93.00㎡に変更したいという申

藤井事務局長補佐

請です。

場所は、綾川に架かる新雲井橋から南東に 約250m、林田町中川原公民館の北東 約60mに位置するところです。

転用目的は、分譲住宅 4棟 2階建 334.77㎡を分譲住宅 4棟 2階建 391.66㎡、分譲住宅 1棟 平屋建 93.00㎡に変更。

申請理由として、本申請は当初2区画あった区画を1区画で利用し、111.46㎡の住宅を建築する計画で変更承認を受けた土地に住宅を建築していたところ、168.35㎡の住宅を建築したので、建築物の面積増加率が51%になってしまい、県が規定している計画変更申請が必要である基準の3割を超えて建築してしまったと相談を受けたので、県の担当者と協議したところ、分譲住宅であっても1区画の建築面積が3割を超えて増減した場合は、計画変更申請が必要であるとの指導を受け変更申請を行ったものであります。

農地区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

す。また、新たな計画において排水位置や方法については当初の計画と変更がないため、土地改良区意見書から調整を了していると考えられます。

2番、・・・、面積 69㎡、合計 262.54㎡。【議案読み上げ】

当初の転用目的としまして、農家住宅が既設の住宅 1棟 平屋建 96.52㎡ と 住宅 1棟 2階建 77.61㎡で、その宅地の一部を利用して分家住宅 1棟 2階建 95.76㎡を新設するもので、平成29年5月17日に許可を受けております。

場所は、西庄公民館から 東へ 約50m に位置するところです。

転用目的は、新たに農地転用許可を受ける土地とあわせて利用し、住宅 1棟 2階建 74.10㎡を建築しようとするものです。

申請理由としまして、当初は祖母所有の農地と実家の敷地の一部を併せて分家住宅を建築をする計画にしていたが、前回許可を受けた農地と第4号議案 3番で申請した祖母所有の農地に新たに使用貸借権を設置し、実家の敷地をあまり利用せずに分家住宅を建築したため計画変更申請を行った案件です。

農地区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

す。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

利用率等も満たしておりますので、やむを得ないのではないかと考え

藤井事務局長補佐

ております。

その他としまして、第4号議案「農地法第5条許可申請」の3番に関連しております。

3番、・・・、面積 264㎡、合計 824㎡。【議案読み上げ】

当初の転用目的は、倉庫 1棟 2階建 63.76㎡、駐車場用地で平成28年5月26日に農地転用の許可を受け、平成28年7月19日に計画変更承認を受けたものです。

場所は、国道11号線と県道 林田府中線が合流する交差点から 国道11号線沿いに南西へ 約470m 、綾川に架かる新綾川橋から国道11号線沿いに北東へ約 430m に位置するところです。

転用目的は、展示用住宅、駐車場、イベントスペース用地に変更して展示用住宅 1棟 平屋建 129.50㎡を建築しようとするものです。

申請理由として、本申請地は当初、倉庫、駐車場用地で許可を受け、さらに新たな農地転用申請を行った農地と一体で利用することについて、計画変更申請があり承認を受けていた。今回、当該変更申請地と8号議案4番の申請地を一体で展示用住宅、駐車場、イベントスペース用地に変更して利用したいということで、計画変更申請を行った案件です。申請者は本変更申請地と4番の変更申請地を一体で利用して展示用住宅、いわゆるモデルルームを建築し、お客さんの集客のため1シーズンに1度はイベントを開催する予定であり、その際に屋台などを設置するイベントスペース用地が必要となり、また、来客者用の駐車場も必要になるという事で変更申請が出されております。

農地区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

す。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、第4号議案「農地法第5条許可申請」の1番に関連しております。

4番、・・・、面積 330㎡、合計 824㎡。【議案読み上げ】

当初の転用目的は、資材置場、駐車場 用地で平成28年7月19日に農地転用の許可を受けたものです。

場所は、8号議案3番の東隣になります。

転用目的は、先ほどの3番で説明いたしましたとおり展示用住宅、駐車場、イベントスペース用地です。

申請理由としましても、3番の案件で説明いたしましたとおりでございます。

藤井事務局長補佐 こちらも農地区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。
周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切
であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。
土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。
その他としまして、こちらも第4号議案「農地法第5条許可申請」の1番
に関連しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

大原部会長 ただいま事務局の説明がございましたが、第8号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第8号議案「農地法第5条の規定
による許可後の事業計画変更」4件について、原案どおり承認し、
委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

大原部会長 以上で、本日の農地法等許認可申請の審議を終了します。
その他案件として、事務局の方でなにかありますか。

細川事務局長 本日、現農業委員さんの任期最終日という事でございまして、任期最
終日ギリギリまでご審議いただきまして、農業委員さん使いの荒い事
務局で申し訳ございません。頼りない事務局ではございましたけれど
皆様方のおかげをもちまして任期最終日まで迎えることができました
ことについて感謝いたしております。また、今回農業委員を退かれ後
任の方に農業委員を譲られる方におかれましては、農業委員を離れ
ても、今後とも地域において農業のアドバイザーとして農業委員会活
動にご協力いただけたらと思います。本当にありがとうございました。

平田会長 ありがとうございます。

大原部会長 それでは、これをもちまして7月の最後の農地部会を閉会致します。
長時間に亘りご審議いただき、ありがとうございました。

(9時47分終了)